

## 当面の審議スケジュール・項目

## (趣旨)

本委員会においては、当面、来年4月の電力の小売全面自由化の実施に向け、自由化される市場が適切に機能するよう、以下のような項目について検討・審議を進めていく。

なお、(※)を付した項目については、個別企業の営業情報などが含まれる場合や、委員会における率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合があることなどから、議事については、必要に応じ非公開とする。

## 主なポイント

1. 電力市場における不公正な取引等の調査・対応について【随時】(※)

電力市場における取引の監視を行うために電気事業者等に対して行う各種情報の収集や、不公正な取引に対する対処の在り方などについて審議を行う。

また、電力市場における個別事象について事業者からの聴取結果などの調査結果を報告し、審議を行う。

2. 託送供給等約款の審査について【年内目途】

本年7月末に現行の一般電気事業者から経済産業大臣宛てに認可申請のあった託送供給等約款について、本日付で本委員会宛てに意見の求めがあったことを踏まえ、専門会合を活用して集中的に審査を行い、経済産業大臣へ意見として提出すべき査定方針を審議・決定する。専門会合の審査に当たっては、随時、委員会への報告を求め、必要な指示を与える。

3. 小売電気事業者の事前登録について【随時】(※)

本年8月より開始した小売電気事業に係る経済産業大臣宛ての事前登録申請について、本日付で本委員会宛てに意見照会がなされたことを踏まえ、先ず、申請状況を把握し、審査方針を決定する。本方針を踏まえ、事務局に具体的な審査を行わせ、その結果を踏まえ、個々の申請への適正取引の確保の観点からの対応方針について審議・決定する。

4. 第2弾改正電気事業法の施行に伴うルール整備について【年内目途】

来年4月の小売全面自由化の実施に向け、適正取引の確保を図るために必要な関連の政省令や小売営業などの各種ガイドラインの案を審議する。具体的な検討については専門会合を活用する。専門会合の検討状況については、随時、委員会へ報告を求め、必要な指示を与える。

5. 小売全面自由化の実施に向けた消費者への情報提供について【随時】

来年4月の小売全面自由化の実施に向け、消費者が安心して家庭への電力の供給元である小売電気事業者を選択できるよう、制度改正の内容や小売電気事

業者の登録に関する情報提供の在り方、本委員会に寄せられる苦情等への対応方針を審議・決定する。

#### 6. 小売全面自由化に向けたシステム開発状況の報告について【随時】(※)

小売全面自由化を円滑に実施するため、消費者によるスイッチングを支える現行の一般電気事業者の送配電部門のシステム開発の状況について把握を行う。

#### 7. 卸電力市場の活性化に関するモニタリングレポートについて【四半期ごと 目途】

これまで資源エネルギー庁の審議会で行ってきた、卸電力市場活性化に向けた現行の一般電気事業者の自主的取組の状況や市場における競争の状況についてのモニタリングを引き続き行うとともに、今後のモニタリングレポートの在り方について審議を行う。

その他、以下の項目については、内外の動向等の把握に努め、適時適切に、その成果を踏まえて検討を具体化する。

- 法的分離実施に当たっての行為規制の詳細設計について
- 小売供給に係る経過措置料金規制の撤廃要件について
- 火力入札制度の在り方について
- その他、卸市場活性化を含む電力分野における競争の促進に向けた諸制度の在り方について

など